平成２２年（フ）第３４２３号
名古屋市中川区江松１丁目1609番地　シャトーⅢ101号
債務者　成田　貴代（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５７４号
名古屋市中区千代田４丁目５番28号　七本松第２公団903号
債務者　石橋　敏哉
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４４号
神戸市垂水区狩口台１丁目11番201号
債務者　野村　和代
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７０号
神戸市垂水区旭が丘１丁目２番22号
債務者　山崎　敏彦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８９号
神戸市垂水区桃山台７丁目９番地の14
債務者　天満　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４７号
神戸市北区東大池１－９－12ＳＧハイツ１－２－202、住民票上の住所神戸市北区東大池２丁目15番13号
債務者　中川　純子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５７号
神戸市中央区南本町通５丁目１番21―103号
債務者　嘉戸ほづみ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７２号
神戸市兵庫区荒田町１丁目７番15―403号
債務者　鈴城　敏浩
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０６号
神戸市中央区脇浜町１丁目４番８―1208号
債務者　梶浦奈美こと　張　　奈美(旧姓田中)
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２５号
神戸市須磨区北落合５丁目１番325―203号
債務者　富森惠美子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２６号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番１―309号
債務者　久留　三幸
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２７号
兵庫県三木市吉川町毘沙門342番地の４
債務者　赤井　悟志
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３０号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地50棟414号、従前の住所神戸市兵庫区西仲町２番３号
債務者　鈴木　博友
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３４号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目５番５号　中野マンション505号
債務者　松下　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３９号
神戸市中央区野崎通３丁目３番33号ヴェルベール野崎202号
債務者　長尾　一成
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６３号
名古屋市北区上飯田南町５丁目136番地
債務者　山上　智美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９２号
滋賀県大津市栗原602番地
債務者　南　　秀行
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大津地方裁判所民事部